

会員からの質問①～④

①療法士の給与と診療報酬(介護報酬)についてですが、病院に勤めている者として、病院の利益は医療費、入院費、薬剤費などだと思うのですが、トリプル改定によって、プラス改定、マイナス改定と言うのは、働く側の事なのでしょうか？医療や介護を利用する人側の事なのでしょうか？

②診療報酬(介護報酬)改定によって、どう賃金と結びつくのか教えて下さい。

③仮に20万の人が、2000円にも満たない賃上げをされてもどれほどやる気 up や人材流出の歯止めに繋がるのでしょうか。

④去年、コロナでの看護師等の処遇改善手当が4000円、1年間毎月支給され、理学療法士等コメディカルも対象だったと思います。愛媛県内の各病院はどうなっていたのか気になります。

谷口先生からの回答です。(回答日 R5.12.24)

ご質問ありがとうございます。

診療報酬改定率については現在の報道によるもので、確定されたものではありません。ご了承ください。

まず、①ですが働く側・利用者(患者)側のどちらにもかかわることです。プラス改定の場合、「働く側の事」としては、診療報酬の点数が一部上がるため、所属病院の収益が上がる可能性があるということ。利用者(患者)側としては、診療報酬が上がった分、支払額が増える可能性があるということになります。

②現状のままの点数が上がるだけでは、賃金と結びつくかどうかは所属施設の雇用主の考え次第です。病院施設の純利益が上がったので職員に還元しようと考えてくださる雇用主であれば、賃金は上がると思います。

何方かの議員からご発言がありましたが、「本人に直接届く仕組み」がなければ直接的な賃上げにはなりません。

看護の「看護職員処遇改善評価料」や介護の「介護職ベースアップ等支援加算」のように、その点数の〇%は本人に届くような仕組みが必要です。

診療報酬プラス改定で、その目的は人材確保・人件費にというものですが、直接当人に届く仕組みが今後の議論となります。

引き続き、関係議員・省庁への働きかけが重要になります。

これからは、「仕組み」と「財源」が論点となります。

③どれほどやる気 up や人材流出の歯止めに繋がるか…分かりません(個人の価値観にもよると思うので)。

要望としては 5%程度(18 から 23 万円/年 \div 1.5~2 万円/月)少なくとも 全産業平均よりも賃上げをとお願ひしています。ただ、看護のところでもお話ししましたが、看護も何年もかけて徐々に賃上げを要望してきましたので、リハ職においてもこれが一足飛びに達成されることは厳しいと思います。でも、少なからず賃上げがなされる方向に進んでいることは確かです。大臣クラスに声を届けられるようになったのは本当に最近です。当初は厚生労働省の窓口でも軽くあしらわれていました。声が届けられるようになったのは、組織内議員が誕生したこと、リハ職が若い世代が多く会員数も多いからです。将来を期待されてのことです。待っているだけではダメなんです。皆様も自分でやることをやっていただきたいと思います。若い方々の声が重要です。

④データを持ち合わせていないので分かりませんが、聞き及んでいる範囲では「公的機関はある程度出ている」という程度です。看護職員等処遇改善事業補助金や看護職員処遇改善評価料のことかと思いますが、それぞれに諸条件があります。

4,000 円(看護職員等処遇改善事業補助金)の件はコロナで一定の役割を担う医療機関に 2022 年 2 月~9 月のみで看護以外のコメディカルへの分配は施設判断とされていました。

<補足説明>

診療報酬は、医師の人件費や技術料など医療サービスにあたる「診療報酬本体」(リハビリテーション料等はここに含まれます)と、医薬品や医療材料の価格にあたる「薬価等」で構成されています。今回③にあるように 0.88% 引き上げ(プラス改定)は「診療報酬本体」に関してで、「薬価等」は 1%程度引き下げ(マイナス改定)になります。

診療報酬全体としては、 $0.88 + (-1.0) = -0.12\%$ のマイナス改定ということになります。